



1

経理財務ご担当者様



2026年3月

お客さま各位

株式会社三菱UFJ銀行

外国被仕向送金の取扱変更について

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。
外国被仕向送金のお取扱につき、今後、一部変更を予定しております。つきましては、以下の同封資料をご確認のうえご対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

同封資料

1. ご案内（本紙）
2. 支払指図電文に基づく被仕向送金入金事務一部変更のお知らせ
3. 銀行の適法性確認義務履行にかかるご協力をお願い
4. 外為お取引内容ご申告書（海外からの受取）
5. 申告書記入見本および受取目的の英文記入例
6. 財務省リーフレット
7. 返信用封筒

同封資料のほか、当行ホームページでもご案内しております。

ご照会内容	当行ホームページ	検索ワード	二次元コード
資料 2	サービスに関するお知らせ https://www.bk.mufg.jp/info/20260116_gaikokusoukin_uketori.html	三菱UFJ サービスに関するお知らせ 外国送金	
資料 3、4、5	銀行の適法性確認義務履行にかかるご協力をお願い https://www.bk.mufg.jp/houjin/kokusai_gaitame/tekihouseikakunin/index.html	三菱UFJ 適法性確認	

【本件に関するご照会先】

上記ホームページ内の「よくあるお問い合わせ」もご確認ください。

ご照会内容	ご照会先	電話番号	受付時間
資料 3	外国送金照会デスク	0120-138-266	平日 9 時～17 時 (土日・祝日・銀行 休業日を除く)
資料 4、5	外為お取引内容確認デスク	052-307-5462	

以上



2026年3月

お客さま各位

株式会社三菱UFJ銀行

**支払指図電文に基づく被仕向送金入金事務一部変更のお知らせ
(ISO20022 対応)**

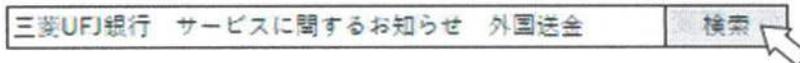
平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

外国送金で多くの金融機関が利用している SWIFT（国際銀行間通信協会）では、2023年3月20日（月）から、ISO20022 に対応した XML（Extensible Markup Language）形式の電文フォーマット（以下、MX 電文）の利用を開始いたしました。

現在、当行の被仕向送金は、受信した MX 電文を MT フォーマットに変換し入金事務を行っておりますが、2026年12月より MX 電文に対応したシステムでの入金事務を開始する予定です。

つきましては、MX 電文に対応した入金手続きにあたりお取り扱いの一部を以下の通り変更いたします。

お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、具体的な移行日、およびご案内の内容に変更が生じた場合は、以下二次元コードの当行ホームページよりお知らせいたします。

**◇変更点****1) 入金方法**

現行	本件後
電話連絡のうえご入金	電話連絡せず、電文上の指定口座にご入金 (電文上で入金口座として指定された口座にご入金)

- ◇ 従前、「被仕向送金入金にかかわる取扱依頼書」などの書面もしくは口頭にて入金口座をご指定いただいていた場合の対応は、2026年12月に終了させていただきます。本件後は送金依頼人が電文上に指定した入金口座へご入金いたしますので、ご留意ください。
- ◇ 送金通貨と異なる通貨の口座に入金する際は、当行で入金するタイミングの所定の相場を適用いたします。

2) 本件後お取り扱いできない取引

電文上の指定口座にご入金する方法では、従来電話入金で実施していた一部のお取り扱いができなくなります。

以下のお取引をご希望される場合は、BizSTATION 被仕向送金サービスを利用した入金方法をご検討ください。

なお、BizSTATION 被仕向送金サービスを利用いただく場合、以下が必要となります。

・お客さまのお取引内容のご登録（ご登録内容の確認に時間を要す場合がございます）

・お客さまによる入金指図操作

BizSTATION の概要は以下二次元コードよりご参照ください。



三菱UFJ銀行 インターネットバンキング BizSTATION	検索
---------------------------------	----

□電文上の指定口座にご入金する方法にてお取り扱いができない取引

（※BizSTATION 被仕向送金サービスにてお取り扱いが可能です）

- ・入金前の事前連絡（BizSTATION 被仕向送金サービスでは、送金が到着した際には電子メールにてお知らせいたします。事前のメール受信設定が必要です。）
- ・入金口座を複数に分割する取引（例：一部円預金、一部外貨預金に入金）
- ・お客さまの希望するタイミングでの入金

3) 手数料

外為手数料が一部変更となります。詳細は以下二次元コードをご参照ください。



三菱UFJ銀行 外国送金 手数料	検索
------------------	----

以上



2026年3月

お客さま各位

株式会社三菱UFJ銀行

**銀行の適法性確認義務履行にかかるご協力をお願い
(被仕向送金のお取引内容申告・経済制裁規制に関するご申告のご依頼)**

平素より格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

同封資料2のとおり、2026年12月より入金事務の手続を「電話連絡をせず、電文上の指定口座にご入金する」方法に変更いたします。これにともない、銀行の適法性確認義務履行等にあたり、お客さまにはあらかじめ、お受取目的を含むお取引内容をご申告いただくとともに、外為法上の経済制裁規制や米国 OFAC 規制の対象となるお取引の受領をしないこと等をあわせてご申告いただきますようお願い申し上げます。

【お客さまへのご依頼事項】

現行	本件後
電話連絡の際に、お受取目的等をご申告いただく	<p>事前に以下をご申告いただく</p> <ul style="list-style-type: none"> ① お受取目的を含むお取引内容 ② 外為法上の経済制裁の関連規制や米国 OFAC 規制に該当するお取引の受領をしないこと等 (上記規制に関して当行ホームページでご説明しております。裏面記載の検索方法および二次元コードよりご確認ください。) <p>※引き続き、内容照会のためご連絡することもございます。</p>

<上記①、②のご申告方法について>

- 同封資料4「外為お取引内容ご申告書(海外からの受取)」にご記入のうえ、返信用封筒にて2026年8月末までにご返信ください。
- 同資料には、上記②にかかる申告文言を印字しておりますのでご確認ください。資料のご返信をもってお客さまご申告済とさせていただきます。
- なお、BizSTATION 外為サービスをご契約済またはご予定のお客さまは2026年4月13日以後、BizSTATION 画面からご申告いただけます。BizSTATION 画面からご申告いただく場合は、資料のご返信は不要です。

銀行の適法性確認義務につきましては、同封資料6の財務省リーフレット「金融機関等で取引を行う皆さまへ～外為法に基づく送金・送金の受領に係る確認について～」をご参照いただきますようお願い申し上げます。

【当行ホームページのご案内】

表題・URL	検索ワード	二次元コード
「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について https://www.bk.mufg.jp/request2/001/kakuningimu.html	三菱UFJ 外為法	
米国 OFAC 規制等を踏まえた弊行ポリシーについて https://www.bk.mufg.jp/tsukau/kaigai/soukin/OFAC_ryui.html	三菱UFJ OFAC	
銀行の適法性確認義務履行にかかるご協力をお願い https://www.bk.mufg.jp/houjin/kokusai_gaitame/tekihouseikakunin/index.html 本件に関する「よくあるお問い合わせ」を掲載しております。	三菱UFJ 適法性確認	

以上



「外国為替及び外国貿易法」に基づき、当行ではお客さまの外国送金が規制に該当しないことの確認が義務付けられております。お手数ですが**太枠内**をご確認・ご記入のうえ、ご返送をお願いいたします。ご記入内容について後日確認させていただくことがあります。

お取引先名	(株) ABC商事				お客さま番号
					000-1234567
ご担当者名	三菱 太郎	部署名	経理部	ご記入日	2026/4/1
電話番号	03-1234-5678	メールアドレス	taro_mitsubishi@abctrade.co.jp		

以下の事項について申告いたします。（「同封資料 3 裏面」の当行ホームページから規制内容等をご確認ください）

「当社は、外為法上の経済制裁の関連規制の許可を必要とする取引や、米国 OFAC の包括的制裁対象国・地域が直接・間接問わず関与する取引に係る送金の受領は原則行いません。許可を必要とする取引が発生する場合は、事前に貴行まで連絡し、許可証の提示等必要な手続きを行います。」

海外からの経常的な送金について、相手方や受取目的、頻度等をご記入ください。**以下記載の国を優先**いただき、売上高の多い順（上位 7 件）にご記入ください。受取目的欄の**その他**具体的な目的は「同封資料 5 裏面」をご参照のうえ、**英文**でご記入ください。

【1】	相手のお名前（英文）	XXX IMP AND EXP CO.,LTD.			
	相手の所在国 チェックをつけてください	<input checked="" type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> 韓国 <input type="checkbox"/> インド <input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> トルコ <input type="checkbox"/> アラブ首長国連邦 (UAE) <input type="checkbox"/> キルギス <input type="checkbox"/> カザフスタン <input type="checkbox"/> ウズベキスタン <input type="checkbox"/> その他:具体的にご記入ください ()			
	受取目的 チェックをつけてください	<input checked="" type="checkbox"/> 輸出代金 <input type="checkbox"/> 仲介貿易 <input type="checkbox"/> 信託報酬 <input type="checkbox"/> 会計・監査報酬 <input type="checkbox"/> コンサルティングサービス <input type="checkbox"/> その他:具体的に英文でご記入ください ()			
	輸出・仲介貿易代金の詳細（英文）	商品品目	MACHINE PARTS	仕向国	CHINA
		原産国	JAPAN	船積国	JAPAN
受取頻度	月間・年間 (片方に丸をつけてください)	2 回	1回あたりの最大金額 (円換算)	5,000,000円	

輸出・仲介貿易代金の場合、商品品目・原産国・船積国/都市・仕向国を入力ください。

【2】	相手のお名前（英文）	XXX IMP AND EXP CO.,LTD.			
	相手の所在国 チェックをつけてください	<input checked="" type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> 韓国 <input type="checkbox"/> インド <input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> トルコ <input type="checkbox"/> アラブ首長国連邦 <input type="checkbox"/> キルギス <input type="checkbox"/> カザフスタン <input type="checkbox"/> ウズベキスタン <input type="checkbox"/> その他:具体的にご記入ください ()			
	受取目的 チェックをつけてください	<input type="checkbox"/> 輸出代金 <input checked="" type="checkbox"/> 仲介貿易 <input type="checkbox"/> 信託報酬 <input type="checkbox"/> 会計・監査報酬 <input type="checkbox"/> コンサルティングサービス <input type="checkbox"/> その他:具体的に英文でご記入ください ()			
	輸出・仲介貿易代金の詳細（英文）	商品品目	MACHINE PARTS	仕向国	CHINA
		原産国	THAILAND	船積国	THAILAND
受取頻度	月間・年間 (片方に丸をつけてください)	4 回	1回あたりの最大金額 (円換算)	3,000,000円	

同一の相手方で異なる受取目的・商品等がある場合、分けて入力ください。

【3】	相手のお名前（英文）	YYY INTL INC.			
	相手の所在国 チェックをつけてください	<input type="checkbox"/> 中国 <input type="checkbox"/> 韓国 <input type="checkbox"/> インド <input type="checkbox"/> タイ <input type="checkbox"/> トルコ <input type="checkbox"/> アラブ首長国連邦 (UAE) <input type="checkbox"/> ロシア <input type="checkbox"/> ベラルーシ <input type="checkbox"/> ウクライナ <input type="checkbox"/> キルギス <input type="checkbox"/> カザフスタン <input type="checkbox"/> ウズベキスタン <input checked="" type="checkbox"/> その他:具体的にご記入ください (INDONESIA)			
	受取目的 チェックをつけてください	<input type="checkbox"/> 輸出代金 <input type="checkbox"/> 仲介貿易 <input type="checkbox"/> 信託報酬 <input type="checkbox"/> 会計・監査報酬 <input type="checkbox"/> コンサル報酬 <input type="checkbox"/> 建築サービス <input type="checkbox"/> エンジニアリングサービス <input checked="" type="checkbox"/> その他:具体的に英文でご記入ください (MAINTENANCE FEE)			
	輸出・仲介貿易代金の詳細（英文）	商品品目		仕向国	
		原産国		船積国	
受取頻度	月間・年間 (片方に丸をつけてください)	6 回	1回あたりの最大金額 (円換算)	500,000円	

その他の国名・目的は英文でご記入ください。目的は裏面の英文記入例をご参照ください。

【ご参考】その他の受取目的の英文記入例

委託加工賃	PROCESSING FEE
業務委託手数料	OUTSOURCING FEE
輸送経費	TRANSPORT EXPENSE
保険料・再保険料	INSURANCE PREMIUM
特許権・実用新案権・意匠権・商標権	INDUSTRIAL PROPERTY RIGHTS
著作権等使用料	ROYALTY
特許出願・登録代行等手数料	PATENT APPLICATION/REGISTRATION FEE
通信関連費用	COMMUNICATION FEE
システム/ソフトウェア開発・維持・利用料	SYSTEM DEV./ MAINTENANCE/USAGE FEE
ソフト販売代金（ダウンロード）	SOFTWARE SALES
情報関連サービス利用料	INFORMATION SERVICE FEE
広告宣伝関連費用/市場調査関連費用	ADVERTISING FEE/ MARKET RESEARCH FEE
技術指導料	TECHNICAL GUIDANCE FEE
保守点検料/修理・修繕料	MAINTENANCE FEE/REPAIR FEE
試験・検査料	TESTING/INSPECTION FEE
弁護士報酬/税務関連報酬	ATTORNEY'S FEE/TAX RELATED FEE
医療関連費用	MEDICAL FEE
翻訳料・通訳料	TRANSLATION FEE
会費	MEMBERSHIP FEE
旅費・滞在費等	TRAVEL FEE
教育（入学金・授業料・教材等）	EDUCATIONAL FEE
音楽・映像販売および関連費用	MUSIC/VIDEO SALES AND RELATED FEE
イベント興行関連費用	ENTERTAINMENT RELATED FEE
人件費（給料・賃金・役員報酬等）	SALARY AND WAGE
事務所管理費（建設工事費除く）	OFFICE MANAGEMENT FEE
不動産賃貸借料	RENT FOR REAL ESTATE
研究開発費	RESEARCH & DEVELOPMENT COST
利息（貸付利息・預金利息等）/利子（債券利子等）	INTEREST(ON LOAN/DEPOSIT/ON BOND)
税金・還付金等	TAX/REFUND
寄付金・支援金等	DONATION
証券等投資	SECURITIES INVESTMENT
株式等・債券処分・償還	DISPOSAL/REDEMPTION OF SECURITIES
証券等・債券発行	SECURITIES ISSUANCE
貸付金回収	COLLECTION OF LOAN
借入金	BORROWING
資本金/設立・増資資金	SHARE CAPITAL/CAPITAL INCREASE
預り金（旅行代金/不動産購入代金）	DEPOSIT(TOUR COSTS/ REAL ESTATE PURCHASE)
国内同社間決済	DOMESTIC REMITTANCE INTRA-COMPANY
国内販売商品代金	DOMESTIC SALE
現地転売貨物代金	SALE OF GOODS FOR LOCAL RESALE

金融機関等で取引を行う皆さまへ ～外為法に基づく送金・送金の受領に係る確認について～

- 現在、日本では、国連安保理決議等を受けて、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき様々な経済制裁措置を実施しています。
- この経済制裁措置の実効性を確保するため、金融機関等においては、お客さまの外国送金や外国送金の受領等が当該措置に係るものではないか、外為法に基づき確認することが求められています。

✓金融機関等における確認の対象となる送金・送金の受領の例

- ★制裁対象として指定された者への送金、北朝鮮の制裁対象者からの送金の受領
- ★北朝鮮向け送金全般、北朝鮮との仲介貿易に係る送金・送金の受領
- ★ロシア・ベラルーシに関する規制対象取引に係る送金・送金の受領 等

※外為法に基づく経済制裁措置に該当する取引は、当該取引を行う方ご自身が許可申請を行う必要があります。詳細は財務省HP（QRコード）をご参照ください。



財務省 外為法

検索



上記確認を行うため、金融機関等からお客さまに対して、以下のような事項についてお尋ねすることや関係資料のご提出、取引が制裁措置に該当しないことのご申告をお願いすることがあります。

【お尋ね等する事項の例】

- ★送金者・送金先の情報
- ★取引内容や送金目的（送金の受領目的を含む）
- ★取引関係書類 等



上記経済制裁措置は取引当事者に許可義務が課されているものであるため、お客さまご自身において当該措置に係る取引でないことをご確認頂く必要がありますが、これに加え、金融機関等はお客さまが当該措置に係る取引を行わないよう、外為法に基づき必要な確認を行っておりますので、金融機関等から上記のような照会があった場合には、ご協力の程よろしく申し上げます。

※送金先金融機関等や送金元金融機関等から得ている送金人や送金目的といった情報とお客さまから得ている情報が異なる場合や、必要な情報が十分に得られない場合等においては、送金手続きが遅延したり、当該手続きができないこともあり、迅速な送金・送金の受領に影響がある場合があります。

【お問い合わせ先】

財務省国際局調査課外国為替室、対外取引管理室、為替実査室
TEL 03-3581-4111

To Those Who Make Or Receive a Payment At FIs –Confirmation of the customer’s payment by FIs under the FEFTA–

✓ Why do I have to respond?

- Japan has been implementing targeted financial sanctions under the Foreign Exchange and Foreign Trade Act (FEFTA) in response to the resolutions of the United Nations Security Council and others.
- The FEFTA requires banks and other financial institutions (hereafter “FIs”) to verify the legality of the transaction with their customers for ensuring the effectiveness of these financial sanction measures.

✓ Examples of transactions to be verified by FIs.

- ★ Making a payment to designated individuals and entities.
- ★ Receiving a payment from the designated individuals and entities of DPRK sanction.
- ★ Making a payment to DPRK.
- ★ Making or receiving a payment related to intermediary trade with DPRK.
- ★ Making or receiving a payment for regulated transactions related to Russia / Belarus.

※ Customers are required to file an application for permission if their transaction falls under the sanction measures imposed by the FEFTA.

Please refer to our website in detail from QR code on the below (Japanese Only).



MOF FEFTA 

Search

✓ FIs may ask their customer to request the following information or submit the relevant documents to verify the legality of the transaction.

-Possible items to be asked.

- ★ Information on Sender / Recipient
- ★ Details of the transaction and the purpose of the payment
- ★ Documents related to the transaction, etc.



Customers need to verify that their transaction does NOT constitute a restricted transaction themselves since the obligation to obtain necessary permission is imposed on a party to the transaction.

In addition, FIs are required to verify their customer’s transaction not to violate the restrictions under the FEFTA. In the event that such information stated above is requested by the FIs, we kindly ask for your cooperation.

※ There would be possible delay or refusal of the transaction in such cases that the information shared by the customer has differs from that by the counterpart FIs, or FIs do NOT have sufficient information.

【Contact Information】

Legal Office/ Foreign Transactions Control Office / Office of Foreign Exchange Examiners ,
Foreign Transactions Policy and Management Division , TEL 03-3581-4111